

加須市エンディングノートに係る広告掲載について

(令和6年9月24日福祉部長決裁)

(令和7年6月3日修正福祉部長決裁)

加須市版エンディングノート(以下「ノート」という。)に掲載する広告に関し、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 掲載要件

ノートに掲載する広告の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1)加須市有料広告掲載要綱(平成22年加須市告示第1号)及び加須市有料広告掲載基準(令和元年6月24日市長決裁)に適合すること。
- (2)ノートを必要とする高齢者等が最期を迎えるに当たり、医療や介護、相続や葬儀等自身の希望を記すために有益となるものであること。
- (3)その他市が定める要件を満たすものであること。

2 掲載事業者

広告主となることができる者は、加須市広告入りエンディングノートの取扱いに関する要綱(令和7年6月5日市長決裁)に適合するものとする。

3 留意事項

- (1)広告原稿内には必ず「広告」の表示をし、市の事業と直接関係がない旨を明記してください。
- (2)広告に偏りが無いようにしてください。(例:同企業名、同分野の広告等)
- (3)ノートに掲載する広告のページについては、別途調整の上、定めます。